令和7年度 業務推進 事務打合せ会議



令和7年11月25日



本日の議事

- 理事長挨拶
- 職員紹介
- 機械施設貸付事業の概要
- 機械施設貸付事業の注意点
 - ① 委託事業
 - ② 貸付団体 等
 - ③ 再貸付契約書作成、譲渡物件の名義変更
 - ④ 動産総合保険の保険料改定 等



畜産事業部 担当職員 紹介

氏名	担当業務、地域
伊藤和夫	畜産事業部長、担当理事
戸倉智	全体統括、委託事業、調査研究事業 担当地域:東京都
山中康宏	会議調整他 (馬事事業部兼務) 担当地域:北海道、東北、茨城県
森谷 開	担当地域:関東、南部九州、沖縄
渡邉 恵子	契約変更、保険業務等 担当地域:北陸、近畿、中国、北部九州
内田壽子	貸付料請求、システム等 担当地域:中部、四国

育児休暇中:藤本 陽

本日の説明

- 1. 機械施設貸付事業の概要
- 2. 機械施設貸付事業の注意点
 - ① 委託費
 - ② 貸付団体 等
 - ③ 再貸付契約書作成、譲渡物件の名義変更
 - ④ 動産総合保険の保険料改定 等



1. 機械施設貸付事業の概要



畜産関係施設貸付事業 とは

畜産関係施設貸付事業は、公益事業目的として畜産関係事業者に機械施設のリース方式による導入・整備を支援し、畜産農家等の近代化と体質強化を通じて<u>畜産の振</u>興等に寄与することを目的としています。

畜産施設貸付事業は、<u>地方競馬全国協会の支援による</u> 事業基本金を原資として畜産協会等畜産関係団体、農業 協同組合及び農協業同組合連合会、販売業者等の協力 を得て実施しています。





機械購入の目的

単純更新

経営の維持

新規購入

生産性の向上 (生産量増、家畜増頭、6次化) 効率化、労働負担の軽減

飼養衛生管理の強化 環境保全、家畜排せつ物処理

機械の購入手段

・自己資金



★ ★ ★ ★ → 減価償却費で機械導入準備



補助事業の活用 ☆☆☆☆ ・・・補助残リース ☆☆



・制度資金の利用



☆☆・・・低利、繰り延べ



• 金融機関からの借入金 → · · · 金利上昇懸念、手続き



これら手段がうまくいかない時、踏み切れない時など

リース方式の貸付 🖈 🖈 割賦販売、レンタル

(参考)

割賦販売とは

- 割賦販売 商品代金を分割で支払う契約 携帯電話、自動車、家電など高額商品でよく利用
- 期間が長くなれば、金利はさらに高くなる。 年率換算で10~15%程度が目安です。

ただし契約条件によって変動するため、購入前に「現金販売価格」と「割賦販売価格」の差を確認することが重要

リース、レンタル、銀行借入の比較や

₽	リース↩	レンタルペ	銀行借入□	←
対象機械施設↩	農家等が選択!	レンタル会社が取り	制限なし∈	₽
		扱っている機械施設⊖	4	
所有権↩	リース会社₽	レンタル会社₽	農家等₽	€
審査手続き∈	銀行借入より簡易	軽微、短い∈	厳格、長い∈	₽
契約終了後□	所有者移転╱↩	返還、再契約□	制限なし∈	€
	再リース、返還₽			
初期費用∈	なし!	なし!	ૐ ા્	₽
中途解約□	原則不可∈	契約により可能∈	不可↩	€
契約期間□	中長期₽	短期(1 日~1年等)∂	中期中	←
保守修繕義務□	農家等₽	レンタル会社₽	農家等₽	€
支払い・キャッシュフ	原則一定←	原則一定←	変動あり∈	4
□─₽	安定↩	安定₽	返済と金利甲	
税務処理□	経費計上∕↩	経費計上學	資産(減価償却)、←	€
	資産とリース債権⊲		利息経費、負債₽	
財務指標への影響	小さい!	とでも小さいさ	大きい(負債計上) 🗗	₽
総支払額□	高目4	高目↩	安目↩	€
担保₽	不要₽	不要₽	必要₽	₽



リースを利用した人の 理由を聞きました。



手続が簡単で早く、急な対応が可能

手持資金に余裕を持たせたい。

多額の初期投資なしに多種の機械を利用可能

銀行の借入枠を温存できる。

最新機種の導入が容易

原則、担保・保証人が不要。

頭金が要らない。

借入が難しい高齢者、新規就農者も申請可能

投資コストの平準化ができる。

中古品、部分品でも対応

銀行等の借入より審査が通りやすい。

安価な保険料で広範囲をカバーする動産保険

金利変動リスクを回避できる。

機械リースとは

生産者に代わって畜産関係機械等を代替購入、 それを生産者に貸出し、リース料として分割して支払い、 支払いが終われば、



リース再契約 機械の買取・廃棄 <u>生産者に譲渡</u> など



民間リース会社に多い

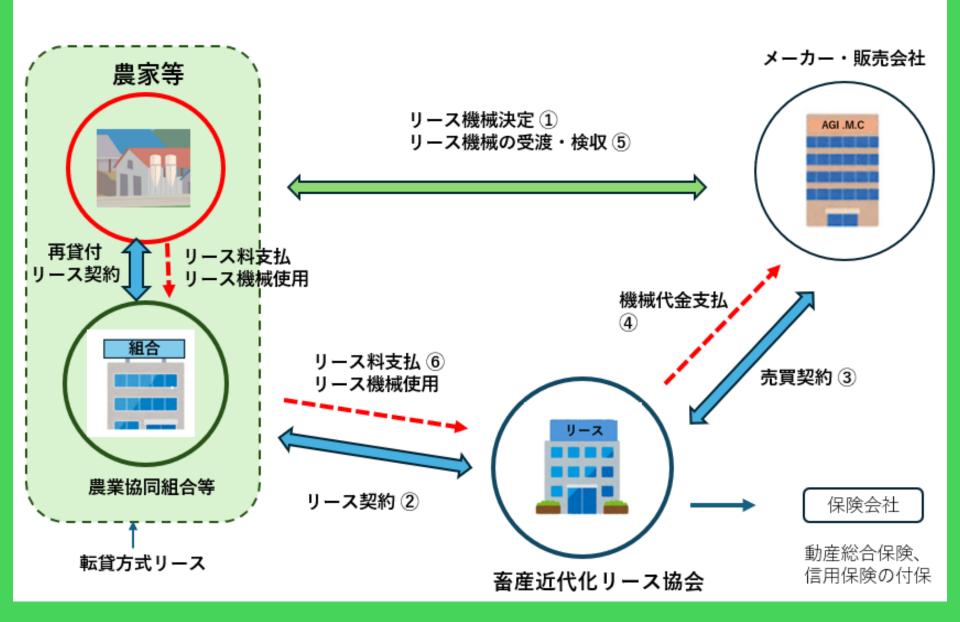




など

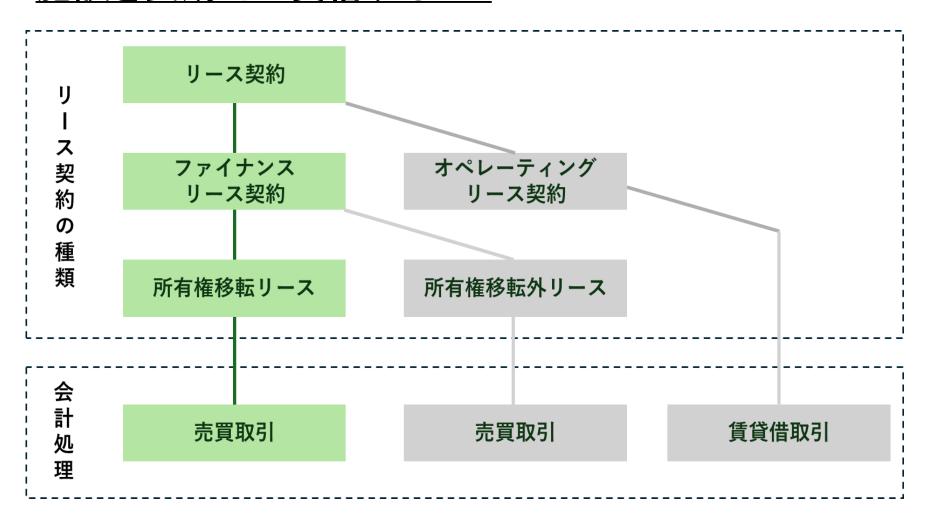
「リース (lease)」とは「借りる」こと

リース契約の仕組み

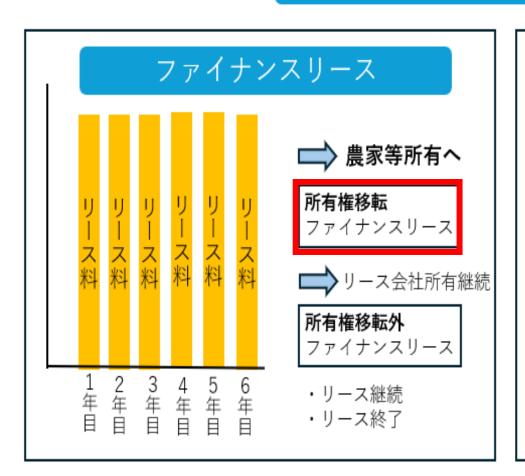


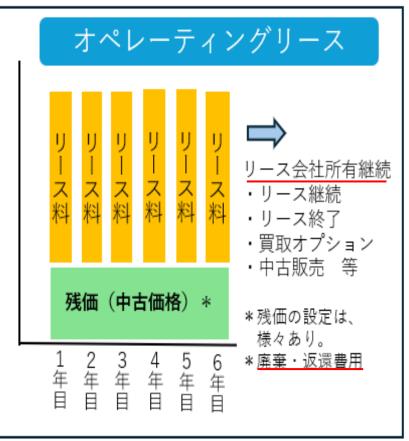
O リースとは?

ユーザー(借受者=生産者等)が借りたいと思った機械 施設を長期的に貸借すること



リースの種類





畜産近代化リース

民間リース会社に多い

ファイナンスリースとオペレーションリースの比較

4	ファイナンスリースペ	オペレーションリースペ	Ą
対象機械施設∈	農家等が自由に選択↩		
リース期間∈	原則法定耐用年数を中心に	期間の設定可能←	€
	短縮延長が可せ		
保守修繕義務。	農家等借手₽		
支払額□	機械代金 他←	機械代金-残存価格 他↩	₽
	多目↩	少な目∈	
途中解約□	原則不可↩		
契約終了後□	所有権移転 又は←	返還、再リース₽	₽
	再リース、返還↩		
会計処理₽	リース料計上←	リース料経費計上₽	Ą
	資産とリース債権₽		
取引の種類□	売買取引せ	賃貸借取引↩	₽

(参考)



THE PROPERTY OF THE PROPERTY O

畜産技術協会2024、9月号

畜産コンサルタント9月号

\ 畜近リース利用の5つのメリット/

自由な 機械選定

> ご自身で機種・販売業者を 選定し、自ら価格交渉! 中古機械も OK!

2 迅速な手続き

申請受付から契約まで 約70%が3営業日以内! (※通常リース・ 令和6年度実績) 3 簡素な 審査

> 農協等を通じての リース申請となるため、 審査書類も少なく 手続きがスムーズ!

4 低利で わかりやすい 支払額

> 機械代金以外は貸付利子 (年率0.7%)と保険料のみ! 頭金・サービス料・ 手数料なし!

5 広範なリース対象

畜産に関する機械・設備 であればOK!部分貸付や 設置工事費・運搬費 等の諸経費も対象!

ш

自由な機械・販売業者選定

ご自身で価格交渉が可能







中古機械

部分貸付け



設置費用も可

迅速な手続き

申請受付から契約まで約70%が3営業日内

簡素な審査

農協等を通じてのリース申請なので、審査書類も少なく手続がスムーズ





低利でわかりやすい支払額



リース参考

貸付期間6年、110万円(消費税込)で バーンクリーナーチェーンを 交換した場合の リース料総額の試算

設置費用(作業費等)もリース料に含まれます。 (令和7年10月貸付開始・譲渡価格0%選択の場合) 附加貸付料率は0.7%を令和7年度も継続!

(令和4年度1.0%→0.7%)

支払総額 1,130,093円

●基本貸付料 1,000,000円

●消費税額 100,000円

●附加貸付料 22,743円

●動産保険料 7,350円

サービス料や手数料一切なし

広範囲なリース対象

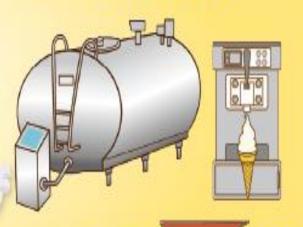
- ●畜舎環境の整備に…
- ●自給飼料の生産に…
- ●草地の造成に…

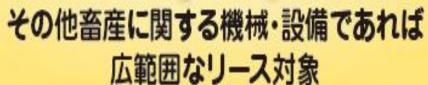






- ●生乳の生産・流通に…
- ●精液の保管に…
- ●鶏卵の生産・流通に…





各種検査機器、消毒器具、アイスクリーム製造機、食肉加工機械、業務用パソコン等

畜近リース事業の種類

★ 通常リース ★

★ 補助付きリース ★

(国等の事業名)

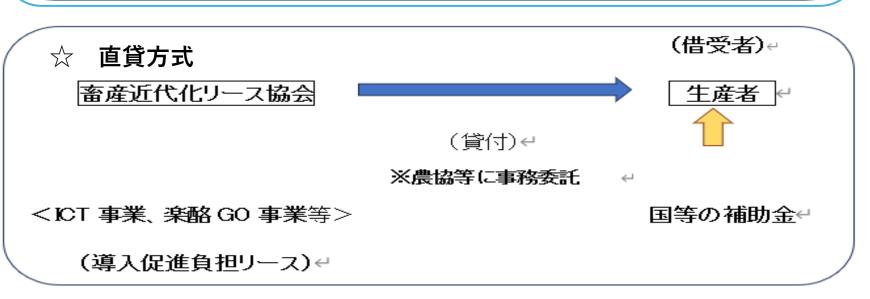
(当協会事業名)

- ・畜産クラスター事業 ・・・・・・・・ 畜産特定補助リース
- ·ICT事業
- 楽酪GO事業
- •中央酪農会議補助事業
- •都道府県補助事業

・・・導入促進負担リース

2つのリース方式

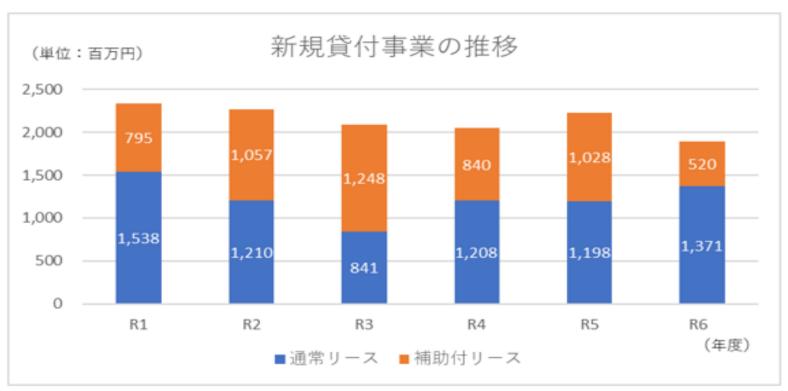
◆ <u>転貸方式</u> 通常リース (借受者) (最終<u>借受</u>者) ← 畜産近代化リース協会 農協等 生産者 ← (貸付) (再貸付) ← 国の補助金〈畜産クラスター事業〉(畜産特定補助リース) ←



(参考)

リース貸付事業の実績

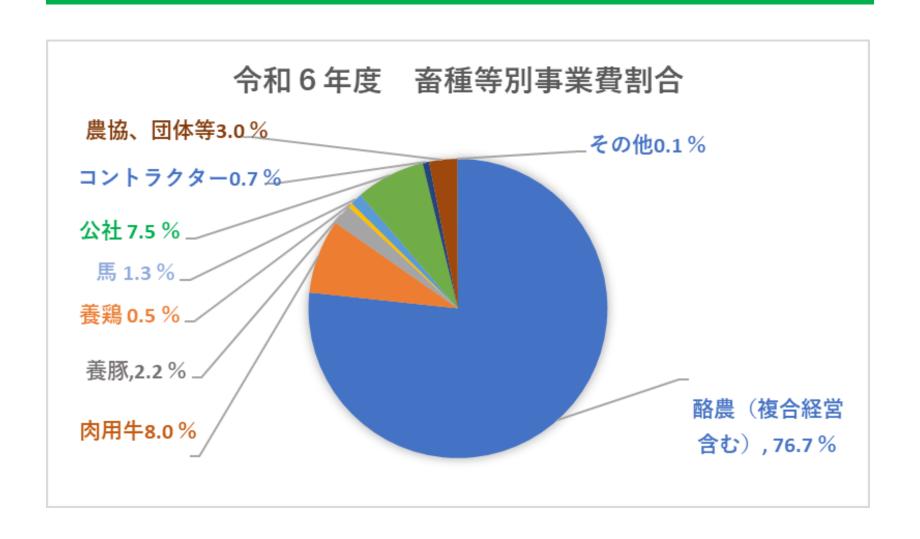
畜近リース事業 実績概要



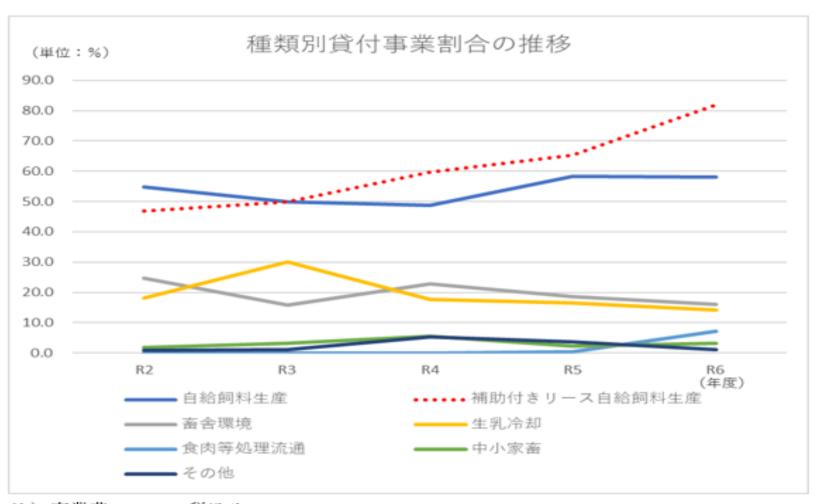
注)事業費ベース、税込み↔

令和4年度から附加貸付料率を1.0 % から0.7 % に変更→ 補助付リースの補助率は2分の1 (貸付額は事業費の2分の1)

畜近リース事業 実績概要



畜近リース事業 実績概要



注)事業費ベース、税込み4

2. 機械施設貸付事業の注意点

- 1 貸付事業指導等委託事業
- ② 貸付団体 等



① 貸付事業指導等委託事業について

委託事業の実施にあたって

委託費の使用は全体の限度額内で柔軟に

令和7年度、全体的に引上げ方向で算定方法 を調整しました

お問合せのある事項

- 調査対象となる貸付中の機械がない(計画作成時)
- …計画は仮で構いませんので、年度内に現地調査を実施するものとして 計画の作成をお願いします
- 人件費の割合が2/3を超えてしまう(実績)
 - …どうぞ事前にご相談ください
- 機械施設の確認 と 新規開拓 の間で流用 OK
- 計画と実績で費目が一致していなくても OK
 - …計画と同じ費目しか使用できない?… X 計画にある費目は必ず支出?… X

実施報告・完了報告における実施日数について

- 実施報告書での実施日数・時間数
- ・完了報告書で請求されている人件費、旅費等 費用に係る<u>計上日数・時間数</u>
 - →一致するように記載をお願いいたします。

現地確認調査にご協力を



- ・畜産協会から農協等(借受者や再貸付団体)へ連絡を取った上で実施
- ・必要に応じて立会いを依頼
- ・農協等におかれましては、調査立会い、日程 調整などの畜産協会からの依頼に、できる限 りご協力をお願いいたします。

② 貸付対象の畜産関係団体について

各種畜産関係団体への貸付けのご案内

団体で使用する機械施設を 音近リースで!

生産者向けだけでなく

- (例)・農協…酪農、畜産など専門農協も
 - ・ 畜産協会
 - · 家畜市場、食肉公社
 - ・ 公社の牧場 などで利用する機械

各種畜産関係団体への貸付けのご案内

事例1 酪農農協

・ **生乳検査機器** 高額の検査機器も畜近リースで

・集乳車、ミルクローリー

タンク部分のみ、流量計のみ 部分更新のリース利用も可能

事例2 家畜市場

- ・とある県の家畜市場 貸付機械例:セリシステム 約450万円
- ・ システム更新と併せて サーバーPC クライアントPC

各種畜産関係団体への貸付けのご案内

事例3 畜産農協

・農協が運営する販売店

陳列用の冷凍・冷蔵庫、ショーケース

食肉食鶏の流通のために

· 精液·受精卵保管機器

(他の畜産関係団体、専門農協でも)

事例4 食肉公社の工場

・ 自治体が出資する公社の工場

・ 貸付機械例: 電撃装置 か 約1億円

皮剥機約7,000万円

冷水器 約5,000万円

食肉処理用の高額機械の導入に

各種畜産関係団体への貸付けのご案内

事例5 公社の牧場

- ・自治体が出資する公社の牧場
- 貸付機械:スキッドステアローダー 約500万円

ご利用いただける団体は他にも

例えば

都道府県の農業共済連合会

家畜診療・保健・衛生関係、診療用車両もOK

各地(都道府県等)の農業公社

畜産向けの草地造成用機械として、トラクターや各種作業機 など ② その他 中古機械の貸付けにあたっての留意点

中古機械の貸付け

申請時のご注意① 古物商許可

- ・要確認借受者、再貸付団体にも団体ごとに必要
- ・貸付申請時、<u>販売業者、借受者、再貸付団体</u> の許可証のコピーを必ず添付

申請時のご注意② 貸付期間

- 機械の新品の法定耐用年数と残存期間との関係 で決定
- ・ 短縮・延長は不可

中古機械の貸付け

申請時のご注意③ 添付書類

貸付申請書の添付書類(通常新品時の添付書類に加えて)

- □ 古物商許可証のコピー
- □「中古の貸付施設申告書」
 - ·製造業者名、製造年月日
 - ・これまでの使用歴(使用年数)
 - ・点検整備状況
 - ・交換部品の供給体制、メンテナンス体制

などについて、販売業者に記入させ提出

(様式あり)

中古機械の貸付け

中古機械の貸付け まとめ

- ・畜産関係のどんな種類の機械でも
- ・残存0年以下でも貸付け可
- ・要「古物商許可」…農協、販売業者
- ・貸付年数は短縮・延長不可
- ・「中古の貸付施設申告書」提出
- ・新品時の販売価格を上回らないこと

2. 機械施設貸付事業の注意点

- ③ 再貸付契約書作成、譲渡物件の名義変更
- ④ 動産総合保険の保険料改定



再貸付契約書作成時の注意点①

【再貸付契約書】は、インボイス (適格請求書) の機能を兼ねています!

リース協会が提供(ホームページにて)している様式の 別表1を【再貸付契約書】として利用する場合は、

<u>それぞれの団体のインボイス番号</u>を入れてください







リース協会⇔【貸付契約書】⇔A⇔【再貸付契約書】⇔B

再貸付契約書作成時の注意点②

【再貸付の場合】 リース協会⇔【貸付契約書】⇔A⇔【再貸付契約書】⇔B

別表1

借受者名

再貸付期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ただし、備考欄 の施設は令和 年 月 日まで

再貸付	最終	協会が排	旨定する	機械施	銘柄	型式	能力	機械施設 の価額 (円)	その他の経費(円)	取得	に要した価額	頁(円)	協会 の標示	販売業者	
団体名 (1)	団体名 世母老女(2)	設置 場所 (3)	納入 期限 (4)	設名 (6)	(7)	(8)	消費税抜 (9)	消費税抜 (10)	消費税抜 (9)+(10)	消費税相 当額(11)	計 (12)	(リース番号) (13)	(14)	備考	
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_															
_				_	 /		, TI								
_					山(本	Aσ)番	亏)			<u>'</u>			
_															
_				L/											
合註				基											

・ ※印の消費税相当額の消費税率 すべて10%

Aの適格請求書発行事業者の登録番号 「T0-0000-0500-0000」

再貸付契約書作成時の注意点③

【再貸付の場合】 リース協会⇔【貸付契約書】⇔A⇔【再貸付契約書】⇔B

再貸付期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ただし、備者欄 の施設は令和 年月 日まで その他の経 な会が指定する 取得に要した価額(円) の価額 費(円) 銘柄 型式 能力 (8) の標示 販売業者 団体名 借受者名(2) 設名 (6) (7) (リース番号) (5) 消費税抜 消費税相 場所 (9)+(10) 当額(11) (3) 借受者名

動産総合保険・保険料負担額の明細(年 月末日納入額) リース物件動産総合保険涌知書(加入) 別表 2 - ② 団体名 借受者名 (千円につき) た価額 借受者名 솲

別表1

[·] Aの適格請求書発行事業者の登録番号 「TO-0000-0500-0000」

^{・ ※}印の消費税相当額の消費税率 すべて10%

再貸付契約書作成時の注意点④

【再貸付の場合】 リース協会⇔【貸付契約書】⇔A⇔【再貸付契約書】⇔B

貸付先	⊐ – ⊧		貸付期間]				貸付:	料等支持	4 計画 -	- 覧 表				
事業=	.—k		貝拉州田							貸付年度		貸付事業番号		契約番号		借受者番号			
				1	I	T		I		Т	I				1				動産
最終借受者名	t) 標示 (リ 号)	取得に要 した価額	譲渡価額等 (年月末日納)	区分	第1回 年月末日納	第2回 (年月末日納)	第3回 (年月末日納)	第4回 (年月末日納)	第5回 (年月末日納)	第6回 (年月末日納)	第7回 (年月末日納)	第8回 (年月末日納)	第9回 (年月末日納)	10回	第11回 (年月末日納)	第12回 (年月末日納)	第13回 (年月末日納)	貸付料合計	(年
				基本貸付料															
		消費税額	消費税額	附加貸付料											\				
				消費税額															
	711 -	- 4																	
	借身	受者コ-	ード、		<u> </u>								岱	·/+=	主業	番岩	₽		
	3	事業コー	_																
		于木 一	1		<u> </u>						(契約	钓番	号、			
														供	多老	番	귿		
				-										IH >	X H	Щ ′	J		+
																			-
																			+
																			-
																			T
				基本貸付料															
小計	基	消費税額		附加貸付料															
				消費税額															\perp
合 計	基			_															

譲渡物件の名義変更について①

リース協会から借受者へ 所有権が譲渡される**譲渡(名義変更)日は**?



すべての貸付料及び譲渡価額等がリース協会に納入された日

貸付期間終了日が

上半期の場合は、9月末日期限

下半期の場合は、3月末日期限

ただし、貸付期間終了前にすべての貸付料及び譲渡価額等が リース協会に納入されたときは



貸付期間の最終日

譲渡物件の名義変更について②

基本的には<u>手続きをすることなく</u>、 <u>譲渡日に所有権が移行</u>される リース協会⇒借受者(貸付契約書第22条第1項)

例外あり!

- ①運輸局登録車両
- ②市町村登録車両
- ③軽自動車検査協会登録の車両

は、**名義変更が必要**です

手続きは譲渡日を経過したのち、速やかに行ってください 手続きを怠ると車両の廃車等ができません

2. 機械施設貸付事業の注意点

④ 動産総合保険の保険料改定 等



保険の仕組み

*

動産総合保険

<u>不慮の事故等</u>について発生した損害 を補償する保険



信用保険

<u>リース料等を払えなくなった場合</u>に 保険会社が肩代わりして払う保険



動産総合保険の仕組み

1. 動産総合保険とは 偶然発生した事故に対する損害を幅広く保証 なお、道路法上の道路及び道路運送上の「自 動車道」を走行中の損害は対象外になる。

2. 災害にも対応

火災、落雷、台風、水害、盗難にも対応 なお、地震、噴火、津波は対象外 3. 免責事項(保険金が支払われない場合) 動産総合保険の約款及び特約による免責事由・故意、 重大な過失/使用人等の不正行為/戦争、その他変乱 / 道路走行中の損害/**自然損耗、劣化、変質、瑕疵**

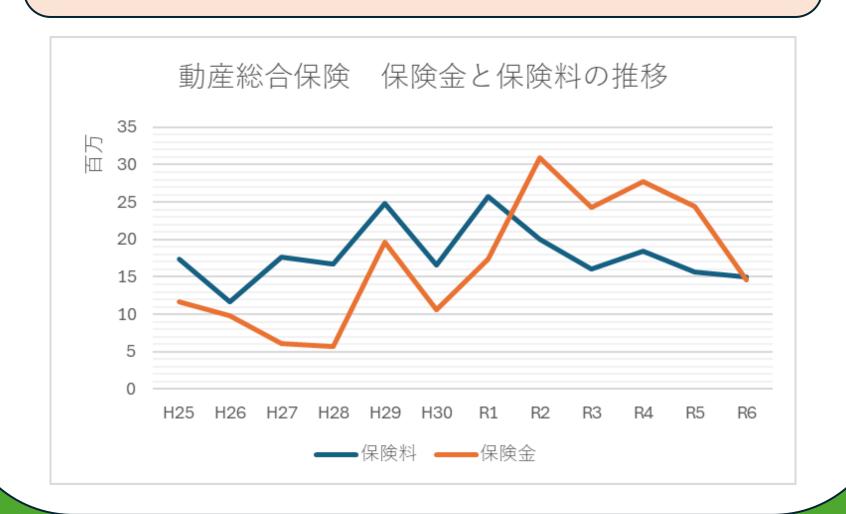
4. 保険金金額

保険金額は、リース期間経過とともに逓減する。

(保険金額:残リース料相当額をカバー) なお、修理可能な場合は修理代全額の上限内 修理不可能(全損)の場合は残リース料をカバーし、 保険契約が終了する。

> 個人加入より割安な保険料で 広い補償範囲と金額的免責なし

- ・令和2年度から保険金の過払い状態が続き
- ・令和6年度に値上げ、保険金と保険料が拮抗
- ・直近1か年(R6.8~R7.7)は、117%と過払い



事故事例

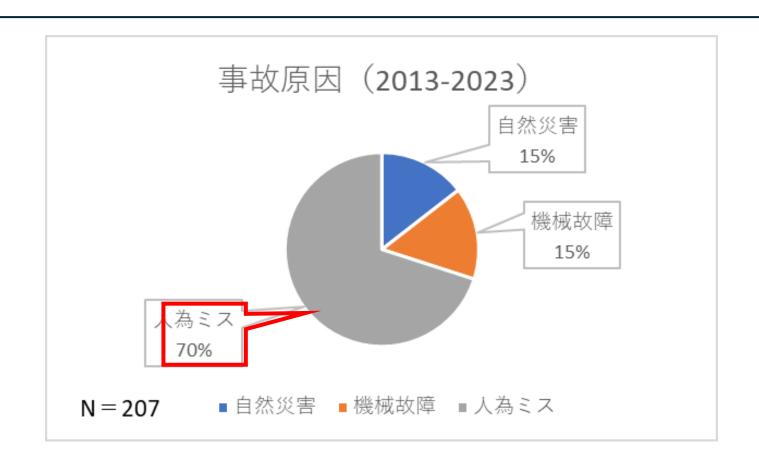
雨の日に草地の土手から滑落、横転





修理費用 約800万円 保険金支払い

平成25年から令和5年までの207件の保険事故うち、 145件、70.0% は人為ミスで、次いで機械自体の故障は32件(15.0%)、自然災害30件(14.5%)となっている。



保険事故の特徴

- 人為ミスのうち、他律的なミスは5.5%のみで、 自らの管理ミスが94.5%
- 自らの管理ミスのうち、畜舎など屋内での事故が、93.4%
- バルククーラー、ロールベーラー、ホイルローダーの 事故が多い。

機械の損耗防止、長期使用は、 <u>畜産経営にお</u>いても経費削減にとって大きな課題

令和8年4月1日から動産総合保険料の引上げ実施予定。 値上げ率は50%

令和8年4月1日より

	IJ-	ス機械施設⊉	保険料率単 (保険金額単 千円につき)	免责
A 運搬用 (自走式	月機器 4 のもの)4	プルドーザー、トラクター、フォークリフト、動力運搬車、ショベルローダー、敵水車、その他自走式機具類の ただし、自動車損害賠償 保障法の自動車保険に 加入するものは除く。の	988⊞ ₽	なし
B 精密電	巨子機器 ←	電子計量器、電子式 セリ機、電子式自動生乳検査機 類←	154円₽	なし
C 食肉· 理関係 (A·B)		冷凍機、皮剥機、ベルトコン ベアー、エアーナイフ、スラ イサー類=	1.53円€	なし
D 上記 A・B・ C以外 の機器・	ア 据付 固定式 のもの4	バルククーラー、搾乳ロボット、パイプラインミルカー、ミルキングパーラー、バケットミルカー、ふ卵機、保存器、カーテン巻上げ機、簡易式聚舎、その他据付固定式のもの₽	286円4	なし
	ィ 据付 固定式 以外の もの₽	ブラウ、ハロー、ブロードキャスター、ハーベスター、フロントローダー、ロールベーラー、ベールグラブ、ラッピングマシン、その他据付固定式以外のもの中	3.16円@	なしゃ
E 上記A・B・O・D以外の競馬関係の機器(複合投票システム装置、オッズ盤、発馬機、ターフビジョン 装置、中型映像装置類、ナイター照明●	154円4	なし。
(#CO) 10% +	i de 🕶	これらの装置のうち据付固定 式以外のもの₽	2D2FJ⊖	なし

皆様方のための動産 総合保険です。安定 した経営のためにも、 事故防止に務めま しょう。



信用保険見直しの検討

- ・ 畜産クラスター事業など補助事業を活用した貸付事業において、<u>信用保険の補償範囲を補助金まで広げてほしいとの要望</u>を受け、これまで貸付実績のあった農協等を対象にアンケート調査を実施。
- 現在、調査結果を分析中、少なくとも来年度当初からの信用保険の見直しには至っていない。



